

仕様書（案）

1 件名

おおた健康プラン策定調査業務委託

2 委託概要

(1) 目的

区民の健康に関する実態を把握するとともに、平成 29 年度に実施した健康に関する調査結果等と比較するために実態調査を行い、「おおた健康プラン(第四次)」策定のための基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(3) 履行場所

大田区指定場所（健康医療政策課ほか）

3 調査対象者等

(1) 健康に関する区民アンケート調査（4,000 件）

質問項目は 50 問程度、ページ数は 20 ページ程度

(2) 中学 1 年生の食生活の実態調査（800 件）

質問項目は 20 問程度、ページ数は 10 ページ程度

4 調査方法

(1) 郵送により調査票を発送し、調査票の返送先は区とする。

(2) 電子申請(東京共同電子申請・届出サービス)による回答を可能とする。

5 調査票作成

(1) 区が指定する打合せ等に参加し、調査票作成に係る助言・提案等を行うこと。

(2) 調査票の構成等については、区と協議すること。

6 印字・印刷

(1) 「3 調査対象者等」に示す調査件数分の調査票・封筒等を印刷すること。

(2) 電子申請情報(URL、QR コード、対象者ごとの ID・パスワード)を印字すること。

(3) 区が区内を四つの地域に分けた上で、地域ごとに調査票用紙の色を指定する。

(4) 指定の顧客バーコードを印刷すること。

(5) 区が指定する対象者 20 人程度のテスト印字を行う。なお、テスト結果を納品する際、実際に郵送する状態（封入封緘済）で納品すること。

(6) 区は対象ファイルを電子データで提供するため、受託者は委託終了時にデータ消去証

明書を提出すること。

- (7) データ授受の際には、鍵付のハードケースを用いること。また預かり証及び返却証を交付すること。媒体はDVDを予定している。
- (8) 文字コードはUnicode(UTF8)とし、外字は大田区外字ファイル(EUDC.tte)を提供する。
- (9) J I S規格はJIS2004とする。

7 翻訳対応

(1) 翻訳対象

「3 (1) 健康に関する区民アンケート調査」

(2) 翻訳種類

ア 日本語ルビ付き

イ 4か国語(英語、中国語、韓国語、タガログ語)

(3) 納品部数

各100部(5種類)

8 調査票発送

- (1) 封筒及び封入物の紙質・刷色及び様式等については、別途、区と協議すること。
- (2) 発送日は、別途、区と協議すること。
- (3) 調査票、発送用封筒及び返信用封筒の予備各100部を区に納めること。
- (4) 郵送による回収は、料金受取人払いの返信用封筒を使用すること。
- (5) 調査票、挨拶文、封筒、宛名シール等の印刷費用、発送・回収に関する手続き、郵便費用等の一切の費用は受託者が負担すること。

9 調査票の授受

- (1) 調査の回答期限後、区が開封後調査票及び電子申請による回答データを取りまとめ、受託者に引き渡す。
- (2) 回答期限後一定期間(概ね2週間)内に回答があったものも集計の対象とする。
- (3) 引き渡しの時期は、別途、区と協議すること。

10 調査結果の集計及び分析

(1) 集計

ア 設問項目ごとの単純集計及び基本属性とのクロス集計を行うこと。

イ 区からの要請又は受託者の提案により設問項目間の有効なクロス集計を行うこと。

ウ 調査票の分類整理等の取りまとめを行うこと。

(2) 分析

- ア 調査対象ごとの目的及び調査の狙い等に沿った分析を行うこと。
- イ 平成 29 年度に実施した健康に関するアンケート調査との比較分析を行うこと。

11 速報資料の作成

推計等の資料作成過程の基礎データについて、区がその資料を必要とするときは、文書又は数値にて提示すること。詳細は、別途、区と協議すること。

12 スケジュール

No	時期	内容
1	令和 6 年 6 月～7 月	委託契約
2	令和 6 年 7 月～8 月	調査票作成
3	令和 6 年 9 月	調査票発送
4	令和 6 年 10 月	調査票回答期限
5	令和 6 年 11 月～12 月	調査票結果概要資料作成
6	令和 7 年 1 月～3 月	集計・分析・報告書作成

13 報告書等作成

集計及び分析結果に基づき、報告書を作成・提出すること。

(1) 成果物

ア 実態調査報告書(音声コード付き)

- (ア) 数量：100 部（A 4 版、300 ページ程度）、電子 1 部
- (イ) 校正：3 回
- (ウ) その他：別途、区と協議

イ 実態調査報告書概要版(音声コード付き)

- (ア) 数量：100 部（A 4 版、50 ページ程度）、電子 1 部
- (イ) 校正：3 回
- (ウ) その他：別途、区と協議

(2) 納品日

令和 7 年 3 月 24 日（月）

(3) 納品場所

大田区役所健康医療政策課

14 納入物件の帰属

本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む。）は、すべて区に帰属する。

15 支払

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

16 個人情報の取扱い

個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

17 その他

- (1) 調査実施に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (2) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 契約期間中に国等から示される指針等があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等に基づき調査の内容等を修正・変更する場合がある。
- (5) 本業務の遂行に当たり、事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面で報告すること。
- (6) 個人情報や機密情報の管理状況、セキュリティパッチの履行状況等について、区が指定する打合せ時に報告すること。
- (7) 受託者は、令和6年度以降、本契約に基づき抽出された課題の解決及び施策の策定過程において必要な事項の情報提供や提案・作成支援を適宜行うこと。
- (8) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者の協議により決定するものとする。